

紀美野町第2回定例会会議録

平成28年6月17日（金曜日）

○議事日程（第3号）

平成28年6月17日（金）午前9時00分開議

- 第1 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて
（紀美野町税条例等の一部を改正する条例について）
- 第2 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて
（紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 第3 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて
（平成27年度紀美野町一般会計補正予算（第5号））
- 第4 議案第47号 紀美野町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について
- 第5 議案第48号 紀美野町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第49号 町有財産の無償貸し付けについて
- 第7 議案第50号 平成28年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について
- 第8 議案第51号 平成28年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1号）について
- 第9 議案第52号 平成28年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正
予算（第1号）について
- 第10 議案第53号 平成28年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第
1号）について
- 第11 議案第54号 平成28年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第1
号）について
- 第12 議案第55号 平成28年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算
（第1号）について
- 第13 議案第56号 平成28年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算
（第1号）について
- 第14 議案第57号 平成28年度紀美野町野上水道事業会計補正予算（第1号）
について

- 第15 議案第 58号 物品購入契約の締結について
第16 議案第 59号 平成28年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）について
第17 議員派遣の件について
第18 閉会中の継続審査の申し出について（産業建設常任委員会）
第19 閉会中の継続調査の申し出について（総務文教常任委員会）
第20 閉会中の継続調査の申し出について（産業建設常任委員会）
第21 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）
-

○会議に付した事件

日程第1から日程第21まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	南 昭和 君
2番	上 柏 暁 亮 君
3番	七良 浴 光 君
4番	町 田 富枝子 君
5番	田 代 哲 郎 君
6番	西 口 優 君
7番	北 道 勝 彦 君
8番	向井中 洋 二 君
9番	伊 都 堅 仁 君
10番	美 野 勝 男 君
11番	美 濃 良 和 君
12番	小 椋 孝 一 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	細 峪 康 則 君
企画管財課長	中 谷 昌 弘 君
住 民 課 長	増 谷 守 哉 君
税 務 課 長	西 岡 秀 育 君
保健福祉課長	湯 上 ひとみ 君
産 業 課 長	湯 上 章 夫 君
建 設 課 長	井 村 本 彦 君
教 育 次 長	前 田 勇 人 君
会 計 管 理 者	南 秀 秋 君
水 道 課 長	田 中 克 治 君
まちづくり課長	西 岡 靖 倫 君
美里支所長	西 敏 明 君
代表監査委員	向 江 信 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	大 東 淳 悟 君
書 記	井戸向 朋 紀 君

開 議

○議長（小椋孝一君） それでは、規定の定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○議長（小椋孝一君） 本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて

（紀美野町税条例等の一部を改正する条例について）

○議長（小椋孝一君） 日程第1、議案第44号、専決処分の承認を求めることについて（紀美野町税条例等の一部を改正する条例について）議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） 多岐に及ぶ税条例の改正なんで住民にとって不利益をもたらすというものではないようですが、1点だけ質疑させてください。

第6条の特定一般薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例についての説明を求めます。

（5番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 税務課長、西岡君。

（税務課長 西岡秀育君 登壇）

○税務課長（西岡秀育君） それでは、田代議員の御質疑にお答えいたします。

第6条、特定一般薬品等スイッチOTC薬の購入費を支払った場合の医療費控除の特例についてお答えいたします。

議員も御承知のとおり、所得税、住民税の申告には所得より控除できる人的控除を含む所得控除等がございます。今回のスイッチOTC薬控除について御説明をさせていただきます。

既に現行の医療費控除につきましては、御存じかと思いますが、スイッチOTC薬控除と選択をしなければなりません。スイッチOTC薬とは、処方せんがなければ購入ができなかった医薬品のことで、現在では薬事法の改正等によりドラッグストアでも購入できるようになっております。

スイッチOTC薬控除は、1万2,000円を超える部分の金額で上限が8万8,000円となります。計算方法は、その年の1月1日から12月31日に支払ったOTC薬の合計から保険金などで補填される金額と1万2,000円を差し引いた金額が所得より引かれる控除額となります。

スイッチOTC薬控除の対象期間は、29年1月1日から33年12月31日の5年間で、所得年の既存する1月1日から12月31日に支払った期間となります。

スイッチOTC薬控除は、自分が購入したものだけでなく、生計を一にする親族が購入したものも対象となります。スイッチOTC薬控除は、単にスイッチOTC薬を購入しただけでは控除の適用を受けることができません。その条件といたしましては、特定健康診断、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診のうち医師の関与があるもので健康管理としていずれか1つを受診しているのが必須でございます。

現在、医療、医薬品を購入した場合として医療費控除がありますが、スイッチOTC薬控除と医療費控除はどちらかしか選べないというふうになっております。医療費控除とは、1年間に支払った医療費の合計から保険金などで補填される金額と、10万円もしくは所得の5%、どちらか低い金額を差し引いた金額が所得より引かれる控除対象となります。ただし、医療費控除については、上限が200万円となっています。

簡単ですが、これでスイッチOTC薬購入の医療費控除の特例についての御説明とさせていただきますので、御理解賜りたいと思います。

(税務課長 西岡秀育君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 5番、田代哲郎君。

○5番 (田代哲郎君) 要するに今までは医療費控除ということで一定以上の医療費を支払った場合は控除が受けられたんですが、それが今言われる一般的な全員の医療費控除だったんですが、単にいわゆる特定健診であるとか、がん検診であるとか、そうした健診を受けた人がドラッグストア等で販売している医薬品をただ買うということだけじゃなしに、勧められたからとか、そういうことで医薬品を購入した場合に控除対象になると、簡単に言えばそういうことですか。上限額とかいろいろ金額のあれはありますけれども、そういうことでどちらも受けるというわけにはいかないんですね、どちらかということ。そういう理解でいいんですか。

以上です。

○議長 (小椋孝一君) 税務課長、西岡君。

○税務課長（西岡秀育君） おおむねそういうふうな形でよろしいかと思ます。
ただ、医療費控除というのは、所得200万円以上でしたら5%が10万円というふうになります。所得200万円以上の方は10万円の医療費がなかったら控除は受けられなかったよということです。

しかし、このスイッチOTCに限ると、そこが1万2,000円になりましたらという形ではございます。ただし、先ほど申し上げましたように、医療需給が増大している中で、できる限り抑えつつ、国民の健康寿命が延伸する社会を実現するためには、国民みずから自己の健康管理を進めるセルフメディケーションを推進することが重要であるという観点の中で、自己管理をしているにもかかわらず医療費が10万円に満たないという方を対象にという形です。だから、条件としては、健康管理とか医師が関与したがん健診とかという項目の中にあらわれるものです。

まして今のスイッチOTC薬というのは、特定された薬品になっております。今、医療の分については日進月歩でございますので、これからいろんな薬品が追加され、多分パッケージにもスイッチOTC薬という表示がなされるというふうに私は国のほうから聞いておりますので、御理解を賜りたいと思ます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 議会の議決をもって物事を進めていくというのが議会制民主主義だと思うんですけども、そういう中で専決ということについて、これは極力抑えていかなきゃならんというのは当然なんですけど、このたびのこの条例なんですけれども、どうしても専決をしなければならなかったということについての理由を求めたいと思ます。

それから、今、田代議員も質問されていましたが、6ページの第6条ですね、初めに平成30年度から平成34年度までのということでありましてけれども、これは年が切っておられると。先ほど29年がというような説明がありましたけれども、そここのところの説明もあわせてお願いします。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 税務課長、西岡君。

（税務課長 西岡秀育君 登壇）

○税務課長（西岡秀育君） 美濃良和議員の御質疑にお答えいたします。

専決処分はできるだけ抑えてという形で御指摘をいただきましたが、今回の条例につきましては、できる限り抑えた条例の承認を求めるものでございます。

専決処分の理由におきましても、平成28年3月31日において地方税法の改正がなされ、平成28年4月1日から施行するというふうに分められておりますので、今回上程した次第でございます。

それと、先ほどスイッチOTC薬、支払いが平成29年1月1日というふうに申し上げました。御存じのとおり、所得は平成30年度の住民税を課する場合、所得は何年の所得なんだろうということの質問かと思っておりますので、当然、前年の所得計算については1月1日から12月31日の所得をもって平成30年度住民税の計算をするべきなので、支払った金額については前年、平成29年1月1日から同年の12月31日の所得が平成30年度の課税、平成30年1月1日から12月31日までの所得、支払ったものが平成31年度ということでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

（税務課長 西岡秀育 降壇）

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） まず専決の問題ですけれども、専決をやってしまうと後で直近の議会に報告すると、こうなっていますよね。そこで否決されても専決は生きるというのが専決の意味であって、ですから、極力避けなきゃならないというのは、単に文言的な問題じゃなくて、議会制民主主義という点からして、これはもう本当によっぽどのがなければやってはならんもんなんです。

そういう意味合いからして、今、条例の改正について出ていましたけれども、法律は確かにそうですよ。今までもそうでした。年度の一番最後にほんとに国会で通って、4月1日からというのがよくあるんですけれども、この中で具体的に4月1日から適用して何か動いたものがあるんですか。だから、どうしても専決しなければならなかったのかどうか。6月議会に提案して、そして議会の承認、議決をもらってやるというのが基本でしょう。だから、どうしてもやらなければならなかったという、それは議会制民主主義の基本ですけれども、そのところはどうかお聞きしているんですよ。

それから、6条について私が聞きたいのは、先ほど平成29年ということは言うけれども、要は6条の初めに書いているように、平成30年度から平成34年度までもというふうに分けているので、この条例についてはいつの分を言うてるのか、この平成3

0年から平成34年度までのことについてのスイッチOTCですか、そこを適用するというそういう文言であるのか、その意味合いであるのか、そのところを聞いたかったです。

○議長（小椋孝一君） 税務課長、西岡君。

○税務課長（西岡秀育君） 専決の年月日でございますが、先ほど申し上げましたとおり、専決の理由にも書かせていただいておりますとおり、平成28年3月31日において地方税法の一部が改正されたための法律でございますので御理解を賜りたいというふうに思っております。

また、スイッチOTCは平成30年度以降の分ということでございますが、これはあくまでも税の特例控除は、特に住民にとって有益であるということでございます。例えばこの税を、システムを知らなくて領収証をほってしまいましたよという場合は、再発行してもらうのにもお金がかかります。人力もかかります。当然、周知という観点から法律の制定をさせていただいているものです。

それと、スイッチOTC薬、平成29年、当然、住民税の課税の基本というのは、前年所得、つまり平成30年度の住民税を課税する場合、平成29年1月1日から12月31日までの所得控除が必要となります。平成30年から平成34年までの間、住民税の課税に対しては当然事前周知が必要かと思っておりますので承認をいただくものでございしますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今の説明でしたら、あえて専決をしなければならなかったというよりはなかったと、こういうふうに理解しますけれども、そういうことでよろしいんですか。

それと、この6条は、要するに私が聞いているのは、平成30年から平成34年度までの分、ここの特例であって、要するにそこから向こうについては、またあるんかないかわからんのですね。そのところを聞いているので、平成29年どうのというのはわかっています。それは皆さんわかっているとしますので、そのところを聞いたかったと。だから、初めに平成29年と言ったので、それがどういう意味であったのか聞いたかっただけのことなので、要するに平成30年から平成34年度までの特例であって、だから、平成28年度、ことし1年間の分は当たらないし、平成34年度ですから平成35年から向こうは当たらないと、こういうふうな理解でよろしいんですね。

○議長（小椋孝一君） 税務課長、西岡君。

○税務課長（西岡秀育君） そういうことでございます。スイッチOTC薬の特例につきましては、あくまで現時点では5年間の特例という形でございます。今後どのような形で全体の所得税の改正等を踏まえてのことかと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。
これから議案第44号に対し、討論を行います。
反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。
11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） さきの質疑のやりとりでもありましたけれども、専決というのは本当に極力やってはならないというのは、というのは、ここで一旦やってしまったものは、後で報告した後否決されてもそれは生きていくわけですね。ですから、こういうものについては極力本当に必要なものだけに求めてもらいたいと思います。それを申しまして、内容的には問題はないということでこの案件に賛成いたします。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 反対討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第44号、専決処分につき承認を求める件を採決します。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、専決処分につき承認を求める件は、承認することに決定

しました。

◎日程第2 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて

(紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

○議長(小椋孝一君) 日程第2、議案第45号、専決処分の承認を求めることについて(紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番(田代哲郎君) この案件についても専決処分でありますので、専決処分の理由と、それから条例の中でのいわゆる課税限度額の引き上げに係る条例です。課税限度額を引き上げるということは、いわゆる国保税の減額対象者も引き上げるということで痛しかゆしという部分があるんですけども、課税限度額引き上げで保険税が上がる被保険者と減額の対象となる被保険者数はどうなのか答弁を求めます。

以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 税務課長、西岡君。

(税務課長 西岡秀育君 登壇)

○税務課長(西岡秀育君) それでは、田代議員の御質疑にお答えをいたします。

専決処分の理由につきましては、平成28年3月31日において地方税法等の一部を改正する法律が公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

2点目の御質疑、限度額の引き上げについて、もしくは軽減額の導入についてでございますが、平成27年度の数値での試算をいたしますと、医療分改正前が11名でございます。改正後は9名で2名の減、後期高齢者支援金が改正前が9名、改正後が4名でございます。軽減につきましては、被保険者均等割5割分が18名の増、世帯割が9名の9世帯の増、2割の軽減の均等割が5名の増、2割軽減の世帯割が4名4世帯の増となっております。合計では、被保険者均等割23名の増、世帯割が13世帯の増というふうになりますので御理解を賜りたいと思います。

(税務課長 西岡秀育君 降壇)

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。
これから議案第45号に対し、討論を行います。
反対討論を行います。
5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） 先ほどの説明を聞いておりますと、減額される人も結構世帯もふえるようです。町は所得水準が低いという町民の税負担を軽減するために毎年多額の財源を一般会計から法定外で国保会計に繰り入れてきました。執行部のこうした姿勢というのは十分な評価に値すると考えられます。しかし、課税限度額が引き上げということなので、今の説明を聞いていると対象になる人はそんなに多くないということであると思うんですが、しかも低所得者には影響ないだろうということなんですが、むしろ減額の対象者が広がるとはいつても、今のこの町の保険税の水準というのは県下ではそんなに高いほうではないというふうに理解しているんですが、それでも国保税の負担というのは大体収入の1割ぐらいがかかってくるんです、年間で。だから、50数万円ということになると500万円以上が対象になるということになると思うんですけど、ですから、普通のいわゆる保険料に比べて国保税というのは非常に高いというか、1割ぐらいかかってくるということがあって、私たちが一昨年ですか、実施した町民のアンケートでも国保税が高いと感じている人が非常に多いという、そうしたことでもあるし、理由はともあれ課税限度額の引き上げには賛成できませんので反対いたします。
以上です。

（5番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 反対討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第45号、専決処分につき承認を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長(小椋孝一君) 起立多数です。

したがって、議案第45号、専決処分につき承認を求める件は承認されました。

◎日程第3 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて

(平成27年度紀美野町一般会計補正予算(第5号))

○議長(小椋孝一君) 日程第3、議案第46号、専決処分の承認を求めることについて(平成27年度紀美野町一般会計補正予算(第5号))を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第46号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第46号、専決処分につき承認を求める件を採決します。

本件は、承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、専決処分につき承認を求める件は承認することに決定いたしました。

◎日程第4 議案第47号 紀美野町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について

○議長(小椋孝一君) 日程第4、議案第47号、紀美野町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第47号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5　議案第48号　紀美野町防災会議条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君）　　日程第5、議案第48号、紀美野町防災会議条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

9番、伊都堅仁君。

（9番 伊都堅仁君 登壇）

○9番（伊都堅仁君）　　自衛官の専門的な意見を参考にするために来ていただくということですが、どのような立場の自衛官なのかということをお聞きしたいと思います。

（9番 伊都堅仁君 降壇）

○議長（小椋孝一君）　　総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君）　　それでは、伊都議員の御質疑にお答えをいたします。

陸上自衛隊の信太山駐屯地第37普通科連隊に属する方を委員に迎えたいと考えております。

（総務課長 細峪康則君 降壇）

○議長（小椋孝一君）　　ほかに質疑ありませんか。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） 1点目は、近隣の自治体のほとんどがこういう体制を防災会議ではとっていると理解しているんですが、おくれてそういう条例改正をするのはどうということなのか。隣の海南市も大方の近隣自治体はそういうことで自衛官が防災会議に参加していると思うんですが、今の時期にという理由について答弁を求めます。

それから、過去に自衛隊がこの町で防災訓練と称して、防災訓練ですということで隊列を組んで行進するという際に、武器を携行して、小銃ですけれども、そういうことがあったことがあるんで、そういうこともやっぱりこういう機会に防災に関係ない武器を携行して町内を行進じゃないですけど、隊列を組んで町内を行進するというようなそういうことは今後はないように、せっかく入ってもらいますから、そういうことも調整してほしいと思います。

以上の2点です。

（5番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） 田代議員の御質疑にお答えをいたします。

防災委員の規定は条例で定めることになっておりまして、近隣の市町村を見ますと、市のほうではあらかじめ自衛隊の方が入っているのを多く見受けられますが、町村に関しては自衛隊が入ってないというのも確認ができました。

今回、紀美野町が上程させてもらっています理由としましては、自衛隊は常に公共団体と平素から連絡強化というものが必要になってきていると思いますので、この機会に紀美野町も委員の規定を上程させていただいたわけです。

それと、2点目の武器を持たないようなこと、今後そういう御要望もあったことをお伝えするとともに、平素から連携ができていれば、こういうことを申し出する機会も多々あると思いますので進めていきたいと考えております。

以上です。

（総務課長 細峪康則君 降壇）

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第48号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 議案第49号 町有財産の無償貸し付けについて

○議長(小椋孝一君) 日程第6、議案第49号、町有財産の無償貸し付けについて議題とします。

これから質疑を行います。

6番、西口 優君。

(6番 西口 優君 登壇)

○6番(西口 優君) この町有財産、あそこのりらの学校については別に異議は何もないんですけど、ただ、建物ですから劣化するというのも当然考える。だから、この議案では劣化したときの維持管理とかという部分が全くわからないんで、それはどうなっているのかな。一般的に建物のことやさかい古くなってきたら何とかせんなん、その責任の所在というんですか、その辺はどうなっているのかなと。当然建物なんかについては保険の部分もあろうかと思えます。だから、その点についても確認したいと思えます。

(6番 西口 優君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷昌弘君 登壇)

○企画管財課長(中谷昌弘君) ただいまの西口議員の御質疑についてお答えいたします。

町財産の無償貸し付けについて、建物が劣化した場合の修繕と申しますか、維持管理の方法についてでございます。

それにつきましては、学校法人りら創造芸術学園と土地及び建物の使用貸借締結に伴う覚書というのを交わしてございます。その中に物件及び附属設備の維持管理並びに補修等、また光熱費等その他物件の使用に伴い発生する費用については、乙、りら創造芸術学園が基本的には負担するというふうに覚書を交わしてございます。御理解を賜りたいと思います。

簡単ではございますが、御説明といたします。

(企画管財課長 中谷昌弘君 降壇)

- 議長 (小椋孝一君) 6番、西口 優君。
- 6番 (西口 優君) 本当は、この議案にこういうふうな契約の中身があればそれで判断つくんやけど、これはあくまでもこの議案だけのことやしな、だから、実際の判断というのは、細部にわたってどうなっているのかと。簡単な修繕とかというんやったら可能かもわからんけれども、建物自身がという部分も起こり得るわけやしな。だから、そういう部分が文書化されていて、その文書を見て判断するというんやったら、物すごいしやすいんやで。だけど、これだけで今の口頭の中で、ただ単なる雨漏りだけか建物自身が存続ということも起こり得るわけやしな。だから、そういう部分が本当にどうなっているのかという部分、それは後ほどまた企画へ行ってもう聞いてもらいたいんかもわからんけど、それではこの議案審議をするときに間に合わんわけでしょう。本当はそういう細部があって、これどないなってるんやとという部分あったから、すごくこの議案は判断がしやすいんやけど、そういう部分が添付されてないんで、これで判断がつきにくいという、だから、単なる雨漏りだけなら向こうがやってくれるのか、それとも建物自身の存続ということも当然建物のことやさかい起こり得るわけやしな。だから、そんな部分がはっきり明文化されてるのかどうかということをお聞かせしてもらいたいわけよ。それでないとどこまでやったらりらが直してくれて、どこまでやったら役場がせんなんのかという部分の判断基準が今の口頭だけではちょっといまいまいわかりにくい。だから、その辺はどうなっているのかちょっともう1回わかりやすい説明してください。

- 議長 (小椋孝一君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前 9時42分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時43分）

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

○企画管財課長（中谷昌弘君） 西口議員の再質疑にお答えいたします。

基本的には、土地、建物賃貸借契約というものを結んでございます。その契約書の中には、当然建物損傷、そういう分については、基本的には双方が協議して定めるということは明記をしております。

それと、先ほど御説明をしました覚書につきましては、施設の先ほど御説明しました内容以外に例えば地区の方々が使われる場合とか災害時の場合の対応等々、その部分も覚書にて定めてございます。

議員おっしゃられるとおり、簡易な修繕といいたしめようか、そういう部分については、当然りら創造芸術学園にさせていただくというのが基本ではございます。しかしながら、基本的な建物の構造的な問題につきましては、双方が協議して定めるということで御理解を賜りたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小椋孝一君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 双方が協議して定めるというふうな部分を本来は明文化しとかなかったら、こうなってからさあどうしようと言って、実際問題として難しいかもわからんけれども、本当は一定の明文化、どこからどこまでは町がするんや、りらがするんやという部分をはっきりしとくほうがいいんではないか、こういうふうに思うんやけど、その点についてもう1回。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の再々質疑にお答えをいたしたいと思いますが、この物件につきましては、10年前に皆さん方の御審議をいただいて、そして、無償貸与ということで今までやっておりました。そして、それを今回は更新するということでございますので、この更新につきましては、従来からの貸与条件、これは先ほど中谷が申しあげましたとおり、今までどおり覚書に基づいてやっていくと、こういうことでございますので、ただ、建物本体の大きな修理、これについてはやはり町が貸す限りは責任を持ってやるので、そして、一般的になちよっと雨漏ってきたよとか、そうした日常管

理、これについてはりらが責任を持ってやってもらわないかんと。大まかに申せばそういうことなんです。それを覚書のほうで書いていると、こういうことでございますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前 9時48分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時48分）

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

3番、七良浴 光君。

（3番 七良浴 光君 登壇）

○3番（七良浴 光君） ただいま西口議員からの質疑で内容的には大分わかったんですが、1点だけお願いします。

所有権が町にあるということで保険の加入についてはどちらが加入されているのか、また、その保険の内容についていろいろと火災保険、また、地震保険等々の保険の種類もあると思いますので、その2点について御説明を願いたいと思います。

（3番 七良浴 光君 降壇）

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前 9時49分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時03分）

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

（企画管財課長 中谷昌弘君 登壇）

○企画管財課長（中谷昌弘君） それでは、七良浴議員の御質疑にお答えいたしま

す。

建物の保険ということでございます。この建物につきましては、一般財団法人全国自治協会建物共済に町が加入をしております。内容につきましては、火災、落雷、破裂または爆発、車両の衝突または接触による損害、破壊行為によって生じた損害、風水害による損害、雪害による損害、土砂災害による損害等々でございます。

保険共済料、いわゆる保険料につきましては、年間6万3,000円程度でございます。今回、無償貸し付けをお願いしております建物全てを加入しております。

以上、簡単ですが、説明いたします。よろしくお願いいたします。

(企画管財課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 3番、七良浴 光君。

○3番 (七良浴 光君) ただいま建物共済ということで町が加入しているという御回答をいただきました。この保険以外に例えば学校法人りら創造芸術学園が保険に加入しようと考えたときには加入することができるのですか。

それともう1点、この町が加入している建物共済については、免税額とかという何万円以上の補償とかというような規定はあるのかどうか。その2点お願いしたいと思っております。

○議長 (小椋孝一君) 企画管財課長、中谷君。

○企画管財課長 (中谷昌弘君) ただいまの七良浴議員の再質疑にお答えをいたします。

町が現在保険を掛けてございます。そうした場合、りら創造芸術学園が保険に加入できるのかという御質疑が1つ目でございます。

私の知る限りにおいて、1つの建物に2つの保険を掛けるというのは恐らく無理ではないかなと思っております。しかしながら、それ以外に何かあった場合の賠償保険と申しますか、そういうものはりらが加入することは可能だと考えてございます。

それと、2つ目の御質疑のちょっと内容が私少しあれなんです、議員おっしゃられている中では、例えば風水害であったり、雪害であったり、土砂災害であったり、そういう部分については、損害の費用につきましては2分の1の負担になってございます。

そういう御回答でよろしいかどうかわかりませんが、御理解を賜りたいと思っております。

○議長 (小椋孝一君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時08分)

再 開

○議長 (小椋孝一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時08分)

○議長 (小椋孝一君) 企画管財課長、中谷君。

○企画管財課長 (中谷昌弘君) 七良浴議員の再々質疑にお答えをいたします。

全額が補填されるということでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第49号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第50号 平成28年度紀美野町一般会計補正予算(第1号)について

○議長 (小椋孝一君) 日程第7、議案第50号、平成28年度紀美野町一般会計補正予算(第1号)について議題とします。

これから質疑を行います。

3番、七良浴 光君。

(3番 七良浴 光君 登壇)

○3番 (七良浴 光君) 32ページをお願いします。第2表地方債補正のことで

す。

この32ページの第2表地方債補正の利率は3.6%以内ということで利率を明記されておりますが、18ページの第2表地方債補正、これは平成27年度の専決の分ですが、その利率が3.5%以内ということで、1年たてば世間ではマイナス金利と言われている時代に1年かわれば0.1%上昇していることについての理由について御説明をお願いしたいと思います。

次に、38ページの第2款総務費、1項総務管理費、3目会計管理費の3節職員手当等の22万円の補正、時間外勤務手当として計上されております。平成28年度の当初予算と合計しますと26万6,000円ということになると思いますが、平成26年度の決算では職員手当が4万6,000円、それから平成25年度決算では時間外勤務手当は3万2,182円となっており、平成28年度予算は平成25年度、26年度の約8倍程度に増額されておりますが、本年度は会計事務のほうで業務がふえたのか、また、その理由についてお伺いするとともに、本年4月1日から本年5月末日までの会計課の職員の時間外勤務時間数について御説明をお願いしたいと思います。

それから、続いて、46ページの5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、7節賃金の144万円の増額でございます。これは集落支援員の賃金ということでの御説明をいただきましたが、どれぐらいの期間の雇用で何名を雇用するのか、また支援員の主たる業務内容について御説明をお願いしたいと思います。

次に、48ページ、同じく5款農林水産業費、4項山村振興費、1目山村振興総務費の7節賃金が216万円減額となった理由及び19節負担金補助及び交付金の地域おこし協力隊起業支援補助金100万円が計上されておりますが、これは何名の方がどのような業種の起業を予定されているのか御説明願いたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

(3番 七良浴 光君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) 地方債補正で昨年が3.5%の利率であったのが今年度は3.6%ということで、その理由をという御質疑にお答えさせていただきます。

確かに議員おっしゃるとおり、ことし1月ごろにはマイナス金利というものも発表されてきて、これはあくまでも銀行向けの当座預金に対する措置でありましたけど、これを

きっかけに金利が大きく低下しているのが実情でございます。本来なるべき金利水準というのは私もよくわかりませんが、日銀の総裁が目指すインフレ2%ということも鑑みて、これが1つの目安になるのかなというふうに考えております。

ここに書かせていただいています利というのは上限がございますので、さまざまな社会情勢、金融情勢に対応できるということで、ちょっと今の現状とは乖離はしているかもしれませんが、全ての条件に対応できる金利を設定してございますので御理解をいただきたいと存じます。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 産業課長、湯上君。

(産業課長 湯上章夫君 登壇)

○産業課長 (湯上章夫君) 七良浴議員の集落支援員の御質疑にお答えいたします。

まず、期間でございますが、本年の8月から来年の3月末でございます。

人員数でございますが、1名でございます。

あと仕事の内容でございます。中身につきましては、紀美野町の基幹産業でもある農業が高齢化、後継者不足等で耕作の不在の場所がふえてきております。そこで、その有効な利用を図ることが最大の対策かと考え、貸したい人、借りたい人の募集を4月に行いまして、そのような方々の御意向をマッチングしていくということをこの支援員にしてもらいたく考えております。

以上でございます。

(産業課長 湯上章夫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 会計管理者、南君。

(会計管理者 南 秀秋君 登壇)

○会計管理者 (南 秀秋君) 38ページ下段、2款1項3目会計管理費の時間外勤務手当についての七良浴議員の御質疑にお答えいたします。

議員御指摘の時間外勤務手当の増額の理由につきましては、会計課業務自体での新たな業務はふえておりません。昨年同様の業務を私とベテランの職員1名、臨時職員1名の3名体制で行う予定でしたが、4月1日付で配属された臨時職員の4月12日付での退職がありました。そしてまた、その後、臨時職員の補充等もありましたが、主に2名での業務となったことと加えまして、4月、5月につきましては、年度がわりの時期でもありまして、27年度と28年度の業務が重なるときでございますので、通

常時期の何倍もの仕事がふえているためございまして、当然その業務に精通したベテラン職員の時間外勤務が多く発生したことによるものでございます。

なお、現在は、過日9日より会計業務の経験がある臨時職員の配属によりまして業務を遂行しております。

もう1点の4月と5月の超過勤務時間でございますが、4月につきましては約40時間、5月につきましては約30時間と記憶しております。

以上、答弁とさせていただきます。

(会計管理者 南 秀秋君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) まちづくり課長、西岡君。

(まちづくり課長 西岡靖倫君 登壇)

○まちづくり課長 (西岡靖倫君) 48ページをお願いします。七良浴議員の1つ目の御質疑にお答えしたいと思います。

5款農林水産業費、4項山村振興費、1目山村振興総務費の賃金216万円の減額でございまして、この内容におきましては、地域おこし協力隊1名の賃金を農業委員会費へ振り替えるものでございます。紀美野町の定住者新規就農者の問い合わせの中で、農林、遊休農地等を使って、また果樹園、田畑などに従事したいという人が相当ふえてきている関係上、その関係で対処した次第でございまして、産業課と連携した中で進めていけたらと考えております。

その次に、同じ19節負担金、補助及び交付金の中の地域おこし協力隊起業支援補助金についての御説明をさせていただきます。100万円の説明をさせていただきます。

平成26年度から地域おこし協力隊最終年次、または任期終了翌年の1年の間に起業する者の起業等に要する経費として1人当たり100万円を上限に特別交付税措置の適用が始まりました。起業に必要な設備費や備品費、法人登記等に要する経費でございまして、元地域おこし協力隊員に対して町内で起業を行うための補助金でございまして。

元隊員の1人が紀美野町内で平成28年度中に借りた家を改修し、動画制作のスタジオ及び活動拠点とする予定のものでございます。紀美野町の様子や、海南、高野山までのこの地域の歴史・文化・自然などのショート動画やイベント、風景動画などの制作と動画サイトの配信、インターネット上で社会的なつながりをつくるサービスを利用して起業するものでございます。ほかには印刷物等のデザイン制作、イベントの企画運営を行うことも予定されているようです。

以上、簡単ですが、七良浴議員の御質疑にお答えさせていただきます。

(まちづくり課長 西岡靖倫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 3番、七良浴 光君。

○3番 (七良浴 光君) 18ページの利率の変更のことについては、また直接総務課長のもとへお邪魔いたしまして詳細にお聞きしたいと思いますので、よろしく願いします。

38ページの会計管理費でございますが、ただいま会計管理者からの御説明をいただくと、4月の職員配置がえにより、その数日後に職員が退職されたということの説明がありました。そのことによって今の説明をお伺いしておりますと、特定職員への業務の偏りが発生しているやに感じとれました。それに伴う時間外勤務手当の増額ということで、4月、5月で約70時間の時間外勤務手当をされておることについての御説明をいただきましたが、今後はそういうことの特任職員に偏った業務が行くというようなことのないようにしていただきたいなど、このように感じますので町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長 (小椋孝一君) 町長、寺本君。

○町長 (寺本光嘉君) 七良浴議員の御質疑にお答えをいたしたいと思います。

38ページの会計管理、これの増額なんです。実は今回の4月1日異動に伴いまして会計課職員1名、そして会計管理者1名、そしてアルバイト、臨時職員1名、こういう配置をさせていただいたところでございます。

しかしながら、この臨時職員の方がどうもこの仕事は合わんという中で急遽やめられたと。そしてまた、あと来ていただく方を探し、そして来ていただいたんですが、この方もちょっと長続きしなかつたというふうな状況がございまして、今、会計管理者と、それから職員、2名でもって対応していただいているというところでございます。

ただ、これをそのままほってるんじゃないし、また臨時職員を今探し、そして来ていただく手はずを整えておまして、恐らくこれからまた正常な業務に戻れるんじゃないかというふうに思います。

今残られている2名の会計管理者、また職員の方が一生懸命やっただけだということをお伺いしております。ただ、それによって支障があるというようなことは私は聞いておりませんので、ちょっとこれから眺めていきたい、そのように思いますので御理解賜りたいと思います。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

8番、向井中洋二君。

（8番 向井中洋二君 登壇）

○8番（向井中洋二君） 1点だけお願いします。

35ページ、分担金及び負担金、民生費負担金、2節児童福祉費負担金で通園バスの負担金ですが、4万5,000円、これ多分保護者負担との説明があったと思いますが、このことについてもう少し詳しくお聞かせください。お願いします。

（8番 向井中洋二君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、湯上君。

（保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇）

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 向井中議員の御質疑、35ページの通園バス負担金についてでございます。

これにつきましては、3月10日に毛原保育所の在園児の保護者の方から、全て神野保育所に通わせたいという御意向がございまして、それに伴い休園ということに至りました。それで送迎をさせていただくということで検討を始めさせていただいたところです。

1,000円の根拠なんですけれども、これにつきましては、近隣の聞き取り等いろんなところで聞き取りもしたわけなんですけれども、近隣では最も遠くて片道6キロ程度でも月1,000円いただいているということで聞いております。また、もっと高い場合もあったんですけれども、距離としては3倍になるような距離でもございまして、もっといろいろ考えたんですけれども、最低1,000円を負担していただきたいということで設定させていただきました。

以上です。

（保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 8番、向井中洋二君。

○8番（向井中洋二君） 月に1,000円ということで保護者にしては保育料以外に出費をするわけでありますので、ないにこしたことはないと思うんですけれども、保護者への負担の説明があったのかどうか、また、保護者はそれで納得をされているのかどうかということをお伺いします。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 向井中議員の再質疑にお答えいたします。

毛原についてのバスにつきましては、さまざまなるべく安く検討したいということで、元保育所の所長から在園の保護者の方にも相談とか聞き取りをさせていただいた中で、やはり安全・安心に通いたいということで、今回違う形、後で歳出のところにも出させていただいているんですけども、今のあるコミュニティバスではない案ということで提案させていただいたんです。そのときに元所長からは、保護者の方に、ほかのコミュニティバス以外の方法で検討する場合にはやはり負担が必要であるということ、声かけなので書面では提出はさせていただいてないんですけども、もしかしたら1,000円から5,000円ぐらい要ってくるかもしれないというようなことはお話の中で言っているかと思うんですけども、何せ文面ではなかったもので、その辺確かなことは御理解いただけないかもわからないんですけども、必要であろうかというあたりでお話はさせていただいたつもりでございます。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 8番、向井中洋二君。

○8番（向井中洋二君） 初めて通園バスを動かしていただくということで保護者のほうも大変喜んでいいることは確かなんですけども、もう少しこういう保護者の説明とか保護者の納得の上でこういうことを進めていただきたいと思ったので質疑させていただいたんですけども、このことについて町長のお考えをお聞かせ願います。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） まず、保育所の基本運営、これにつきましては議員も御承知のとおり、もんからもんというのが鉄則でございます。今回は保護者の方々が毛原からこちらのほうへ来たいというたつての要望がございまして、そして、それはなるほどいいことですねと、やはり多い中で子供を育てたい、これは私も賛成しました。ただ、毎日子供を送ってこんな、距離的に言うても20キロからある。それで大変なので何とかしていただけないかという要望の中で、本当に1人月1,000円と受益者負担をいただくようにしたんですが、やはり保護者の方々が送ってきている例もあるわけです。だから、その方々とやはり均衡をとっていかなあかんという中で、私はむしろこの1,000円というのはまだ安いなど。しかしながら、やはり長いことこれから考えていかなあかん。そんな中でここへ上程をさせていただいたということでございますので、そうした受益者負担ということも考えていただいて御理解を賜りたい、そのように思い

ます。

以上です。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） 38ページ、歳出の総務費です。総務管理費、1目一般管理費で2節給料2,400万円の減額です。一般職給。当初の議会の初めの行政報告で17人の退職で8人の新規雇用ということで説明があったと思います。総務課というのは非常に多忙でいっぱい業務を抱えているんですが、具体的に総務関係で差し引き何人減ったのかお願いいたします。

それから、同じく6目の電子計算費は40ページです。電算システム更新委託料461万2,000円、源泉徴収管理システム導入委託料が104万6,000円です。非常に更新というのは大きな金額を必要とするので事業内容の具体的な説明をお願いします。

それから、次、衛生費に移りまして45ページまで飛びます。衛生費、1項保健衛生費、3目の母子衛生費で18節の備品購入費ということで医療用備品34万4,000円の計上です。説明ではたしかオートクレーブの購入だということだったと思うんですが、どこへオートクレーブを設置するのも含めて説明をお願いします。

あと9款教育費は50ページです。ここは教育費、教育総務費、1項教育総務費、2目事務局費でいわゆるここでも一般職給が1,110万2,000円の減額となっています。教育委員会事務局の体制は何人減ったのか答弁を求めます。

以上です。

（5番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） 田代議員の御質疑にお答えいたします。

まず、38ページの2款1項1目の2節給料の御質疑でございます。

まず、2,400万円の減額となっておりますのは、当初予算では新規採用の職員の分もここに入れておりまして、20人分の給料を計上していますので、それが4月の異動におきましていろんなところに配置しまして、ここでは現在13名分の給料となっております。

そして、総務課の職員数でございますが、27年度末では16名でありましたが、28年度は15名でっております。

それから、40ページの上段13節電算システム更新委託料461万2,000円、まずこの説明をさせていただきますと、一般質問でも数名の方から非常にホームページが見にくいとか、そういうことがあった中で、これはホームページをリニューアルするための費用でございます、ソフトウェア、それから構築作業に係る費用でございます。今回はスマートフォン対応ということで、今、パソコン画面が見れる状態なんですけど、それをスマートフォンで見ますと非常に画面が小さい、そして文字も小さい、見づらいというのと、それからリンクするときスマートフォンでありますと手で押さえると非常に押しにくい状況の今ホームページになっておりますので、そういうものに対応した新しいものにつくりかえる費用でございます。

それと、その下にあります源泉徴収管理システム導入委託料104万6,000円、これは賃金とか報酬等の情報から源泉徴収を行って源泉徴収表を作成するというものでございます。これを公会計、財務会計システムと連動させることで各課から支出命令処理を行って、それから賃金、報酬等を支払うわけなんですけど、それが自動的に個人別に集計されて作成されるということになります。今まで各課で源泉徴収表を作成しておりましたけれども、これを導入いたしますと瞬時に個人別に集計されたものが出てくるということになります。

それから、もう1点、50ページの教育総務費の事務局費の給料のところの人数でございますが、ここでは8名から6名に2人減となっております。

以上、お答えといたします。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長 (湯上ひとみ君) 田代議員の御質疑の45ページ、4款衛生費、1款3目の母子衛生費の医療用備品についての御質疑でございます。

どこに置いてるかという御質疑だったかと思うんですけども、総合福祉センターに置くかということですが、総合福祉センター2階の検査室でございます。従来からも使用しております、老朽化によるものの買いかえとなります。使用につきましては、保育所や健診関係で滅菌を行っておるものです。

以上です。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番 (美濃良和君) 若干お聞きしたいと思います。

初めに、39ページ、ここで企画費があって、その中の12、14節ふるさと納税関係というふうに聞いているんですけども、ふるさと納税ですね、もう少し説明をお願いしたいと思います。納税をする側にとってどんなメリットがあるのか、いろいろあると思うんですが、説明をお願いしたいと思います。

それから、48ページで、ここで農林水産業費の山村振興費の中で、48ページの上にあります地域おこし協力隊、先ほど216万円が負担金補助のほうに回ったということでありましたけれども、その270万円のうち170万円についてはどうであるのか、ちょっと聞き逃したんかわかりませんが、説明を願いたいと思います。

それと、協力隊の起業支援補助金ですけども、100万円ということではありますが、いろいろと事業の話があっておもしろいなというふうに聞いておったんですが、この100万円というのは、具体的には事務所を構えるのか家を構えていくということなのか、その辺について聞きたいと思います。

そして、その下の商工費の中の観光費、需用費で印刷製本費で63万2,000円ということになって上がっています。これ宣伝をこれからどんどんしていかなきゃならんというのはあると思うんですが、これはどんなものであるのか、どんなふうなことをさせていくのか。

それと、以前、商工会とタイアップして紀美野町内のいろんなどこにこんな店があるとかというふうなそういう観光マップというか、そんなものがつくられたと思うんですけども、これが何か部数がなくて非常に始末をしながらやっている。結構おもしろいものができておったと思いますけれども、そういうものについてやっぱり宣伝というのは簡単に部数、ここの投資というんですか、部分は余り始末するとせつかくのものがいかんと思うんですけども、それについてもう少し説明を願いたいと思います。

それから、50ページなんですが、消防なんですけれども、2目の非常備ですが、ここで財源が変わってますよね。これについての説明をお願いいたします。

それから、53ページ、教育の中の体育施設管理運営費で11、12の節で修繕料と、それから登記手数料というのが上がっておりますけれども、それぞれこれが何を意味するのか説明を願いたいと思います。

以上です。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷昌弘君 登壇)

○企画管財課長 (中谷昌弘君) それでは、ただいまの美濃議員の御質疑についてお答えいたします。

39ページでございます。第2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、12節役務費並びに39ページでございます。14節使用料及び賃借料の内容についての御説明ということでございます。

まず、12節役務費、郵便料でございます。5万3,000円でございます。これにつきましては、ふるさと納税につきましては平成20年度から、豊かな自然と紀美野町を愛する人々から寄附者の人についての透明性を高めるとともに、寄附者の紀美野町への思いを具体化することによって多様な人々の参加による個性あふれるふるさとづくりに資することを目的として実施をしてございます。現在、町広報並びに町ホームページにおいて寄附を募っているところでございます。

さて、今回、町広報並びに町ホームページによるなお一層の紀美野町のPRはもとより、より多くの寄附者にアピールすることにより、多くの寄附による自主財源の確保と、寄附者へのお礼として返礼品を地域の事業者から買い受けることにより地域の活性化の一助になればとの考えから、ふるさと納税総合サイト、ふるさとチョイスの導入をいたしたいと考えてございます。

この郵便料につきましては、ただいま御説明をいたしましたふるさとチョイスの導入に伴うふるさと納税者に対してお礼品、返礼品を郵送するための郵便料の増額分を計上してございます。1万円以上100万円未満の寄附者に対してお礼品を郵送する経費として一商品当たり1,500円掛ける5名掛ける7カ月分ということで5万3,000円を計上してございます。

続きまして、同じく役務費、手数料でございます。ふるさと納税電子決済手数料3万7,000円でございます。これはただいま御説明をいたしましたふるさとチョイスの

利用による電子決済の手数料でございます。3万7,000円につきましては、ふるさとチョイスの導入に伴うクレジットカードの決済の手数料4,000円とふるさと納税の決済機能の登録手数料3万3,000円、合わせて3万7,000円を計上しております。寄附者がふるさとチョイスを利用して寄附をする場合には、より手軽に寄附申し込みができるようカード払いが可能となっております。

ふるさとチョイスにおきましては、Yahoo株式会社との連携により、公金支払機能が可能となっております。日本最大のサイトであるYahoo Japanが運営を行っているため寄附者も安心して利用できるものと考えてございます。

全国でもこの機能を有している団体が多く、全国で966団体、県内では和歌山県を含む12団体が導入してございます。

また、カード払いではなく、現行の指定金融機関への口座振込であったり、納付書払いであったり、現金書留による寄附も通常どおり可能でございます。寄附者にとりましては、より寄附方法の選択がふえ多くの寄附促進が見込めるものと考えてございます。クレジットカード決済の手数料といたしましては、月額5万円に対しまして1%と、その消費税540円掛ける7カ月分ということで4,000円、クレジットカード決済機能の登録手数料として初期費用3万3,000円、合わせて3万7,000円でございます。この初期費用につきましては、利用開始時のみの必要となる経費でございます。今後一切登録手数料は発生いたしません。

続きまして、39ページでございます。14節使用料及び賃借料、システムソフト使用料でございます。先ほど御説明をいたしましたふるさとチョイスの導入に伴うふるさとチョイスのシステム使用料4万円でございます。これにつきましては、ふるさとチョイスのシステムソフト使用料2万8,000円とクレジットカード決済のシステム使用料1万2,000円を合わせて4万円でございます。

ふるさとチョイスのシステムの使用料につきましては、紀美野町並びにふるさと納税のPRの掲載や寄附金申し込み等を利用するためのシステム使用料でございます。

ふるさとチョイスは、ふるさと納税サイトの中でも最も知名度が高く、閲覧数も多く、全国自治体1,788自治体全ての基本状況が表示されており、ふるさとチョイスを導入している自治体は全国でも1,047自治体となっております。ふるさとチョイスのシステム使用料として月額4,050円掛ける7カ月分2万8,000円でございます。

また、クレジットカード決済のシステム使用料につきましては、寄附者がふるさとチョイス

を利用して寄附をする場合には、より手軽に寄附申し込みができるようカード払いが可能となっております。そのカード払いの決済システム使用料として月額1,620円掛ける7カ月分1万2,000円を計上してございます。

それと、メリットということは恐らく寄附者のメリットということで御質問をいただいております。

まず、寄附者のメリットにつきましては、ふるさと納税はその活用により地域社会への活性化や人口減少対策にも効果がある制度でございます。こうしたことをさらに生かして地域創生を推進するため、平成27年度税制改正においてふるさと納税制度の拡充が行われてございます。寄附者が個人の場合につきましては、ふるさと納税のうち2,000円を超える部分について一定の条件まで所得税、個人住民税が控除されるということでございます。

1つの例、基本的に皆さん違いがあるかも知れませんが、1つの例といたしまして、例えば年収500万円の給与所得者が地方公共団体に対しまして3万円のふるさと納税をしたという場合によりますと、所得税、個人住民税を合わせた控除額が2万8,000円となります。控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に確定申告を行う必要がございますが、平成7年4月1日以降、確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り申請することにより確定申告不要で控除が受けられる手続の特例、ふるさと納税ワンストップ特例というものを適用されてございます。

以上でございます。

(企画管財課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) まちづくり課長、西岡君。

(まちづくり課長 西岡靖倫君 登壇)

○まちづくり課長 (西岡靖倫君) 美濃議員の質疑にお答えしたいと思います。

48ページの5款農林水産業費、4項山村振興費、1目山村振興総務費の19節負担金、補助及び交付金の中の先ほど説明をしていなかった移住・定住・交流推進支援補助金に対してでございますが、合計270万円のうちの170万円でございます。これは県内の小学生を中心とした田舎での民泊の受け入れを行うものでございます。紀美野町の一般家庭で受け入れをしていくものでございます。

どうということをしていくかと申しますと、紀美野町での農林業とか、歴史とか文化、

地域の様子、景観、地域の人情などの田舎を全てにわたって体験していただけるものと考えております。受け入れホストに関しましても、ホストとしての衛生面での勉強会とか体験プログラムの充実なども考えております。

そんな中でこの民泊というのを町内全体に広めていけたらということで、今後、町内全域に民泊を推進していくための事業でもございます。

それから、地域おこし協力隊はどういうことかという中身のことなんですけれども、地域おこし協力隊起業支援補助金の中における内容としまして、100万円のうちの今どういったものに使うかというようなことの中で、平成26年度に制定されたものでございましていろんなものに起業していく場合において使うことが可能になってございます。

設備品や備品、それから先ほども申し上げましたけれども、法人登記とか、施設の改修費とか、そういった事務所を開いていく、またはそういった場所の開設に使うことができるようになっております。今のところ考えておるのは、家の改修費と映像の機器をそろえていくということで聞いております。

以上、簡単ですが、美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

(まちづくり課長 西岡靖倫君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長（家本 宏君） それでは、美濃良和議員の御質疑、議案書の50ページ、8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、一般財源100万円の減額に関する御質疑に答弁をさせていただきます。

平成28年度当初予算で消防団装備の充実強化を図るべく備品購入費といたしまして、御議決を賜ってございました自動体外式除細動器、チェーンソー、エンジンカッター、万能ウインチ等々の整備費用に関しまして、平成28年度コミュニティ助成事業として助成金をいただくべく申請をしておりましたところ、このたび100万円の助成に関しまして決定通知をいただきましたので一般財源のほうから助成金100万円の減額をさせていただいたところでございます。

なお、その助成金100万円に関しましては、議案書36ページ、20款諸収入、4項雑入、1目雑入の右の欄、コミュニティ助成金350万円の中に含めておりますので御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 産業課長、湯上君。

(産業課長 湯上章夫君 登壇)

○議長 (小椋孝一君) 美濃良和議員の質疑につきましてお答えさせていただきます。

48ページの6款商工費、1項商工費、2目観光費の需用費であります印刷製本費で63万2,000円の件でございます。この印刷費に関しまして観光のパンフレットをつくっていきたく考えます。

御質疑のどのようなものをどんなふうに宣伝していくかということですが、まず内容といたしましては、紀美野町で遊んでいただいて、食べていただいて、癒していただいて、特産品を買っていただいて、高野西街道の歴史も知っていただく、あと四季での見どころを知っていただくというような6項目を紹介していくものでございまして、それをまず地図上へも落とししていきたいと考えております。

それと、先ほどもう1点、商工会等が配っていただいていますカフェマップのことかと思うんですけれども、非常に少なくなっているということでお伺いしたことでございますが、これにつきましては商工会のほうの事業でつくっていただきました。非常に要望が多く、またリピーターも多く、多分各置かれているところで持っていかれる方が多く減っているような状況かと思うんですけれども、つくっていただきました商工会のほうの部数も非常に少なくなっているということで、つくっていただきました商工会のほうへ議員おっしゃるとおり、そのような非常に少ないということで、その旨も伝えて、また今後つくっていただけるようなお話もしていきたいなと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(産業課長 湯上章夫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 教育次長、前田君。

(教育次長 前田勇人君 登壇)

○教育次長 (前田勇人君) 私からは、美濃良和議員の質疑にお答えをさせていただきます。

53ページでございます。9款5項2目の体育施設管理運営費でございます。この中で11節の需用費、修繕についてでございますが、これにつきましてはスポーツ公園の

遊具でございまして、滑り台の一部が破損しているというような状況でございまして、これの修繕費でございまして。

それから、12節役務費で登記手数料でございまして。これにつきましては福井町民運動場に係るものでございまして、運動場をお返しするに当たりまして、この土地が筆界未定地ということになってございまして、公図の訂正から登記までをお願いするというものでございまして。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 前田勇人君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) 39ページのふるさと納税について説明をいただいたんですけども、要するに納税者というのは当然町外の方が多いかと思いますが、町内の方でもいいわけですね。そうなってくると、お金を送り、そして、それに対して返礼というんか、物が送ってくると。

それから、今の説明で500万円収入のある家庭で3万円でしたか、納税すると2万幾らでしたか減税になると。そういうふうなことで考えていいたら相当大きなメリットがあるということで、もともとのふるさと納税というのはこういうものではなかったんですよね。遠くに住んでいる方が自分のふるさとを思って小さいころに世話になったふるさとに自分が税金を納めたいと、そういう貢献をしたいということだったんですけども、そうなってくると相当納税者にとっては有利になってくると。今のお話で要するにほとんど何らかの形で返ってくるというふうに理解してもいいんですか。ちょっとその辺もう一度済みませんがお願いいたします。

それから、48ページの農林水産業費の中の山村振興費で負担金、補助の移住・定住170万円、今のお話でしたら民泊の応援という形になってくるんですか。県内の小学校の生徒を受け入れているような体験をさせていくと。これでやった場合、この170万円というのは具体的にどういうふうに流れるのか、民泊を受け入れたところにお金が入ってくるというふうに見ていいんですね。この170万円の流れ、どのように使っていくのか聞きたいと思います。

地域おこし起業は、一応具体的にまた聞きたいと思います。

それから、観光費の印刷製本で63万2,000円、今のお話でしたら、新たな6項目のそういう観光用のパンフレットをつくると、こういうお話でしたね。これで部数は

どれぐらいあるのか。今、課長にも答弁いただいた商工会のつくったカフェマップですか、それとの違いはどうであるんか。商工会のほうへも数をふやしてもらえるように申し入れていただけるということなんですが、数をふやすといってもお金も要ることでしょうし、数だけふやすということでやっていくのか、町としての応援はあるんかどうか、その辺はどのように考えておられるのか聞きたいと思います。

消防はそれでわかりましたので、ちょっと1回目抜けたんですが、52ページの文化センター管理運営費で臨時雇用と技術員報償費ということで93万6,000円と6万円が上がっておりますけれども、これが今、臨時雇用の方が1名文化センターにおられると思うんですが、ここで増額するということについての説明をお願いいたします。

あとの体育施設管理運営費についてはわかりました。

以上、答弁願います。

○議長（小椋孝一君） まちづくり課長、西岡君。

○まちづくり課長（西岡靖倫君） 美濃議員の再質疑にお答えしたいと思います。

48ページ、5款農林水産業費、4項山村振興費、1目山村振興総務費の19節負担金、補助及び交付金の中の移住・定住・交流推進支援事業補助金という名前になっています。これは名前からして移住・定住のように感じるかと思うんですけれども、基本的に地域活性化センターが行う100%助成の事業採択を受けて行うものでございます。その中で小学生を受け入れていく内容を説明させていただきます。

170万円のうちの民泊に全額入るというものではございません。泊まらせていただいている個人負担分というのも5,000円用意しております、それは個人負担分は民泊のほうに入っていくような形になるんですけれども、ただ、今回の計画としまして、4校140名程度を受け入れできたらなと考えております。その中でバス代とか、または講師先生に来ていただいて体験するときの講師料とか、または消耗品費、需用費的なもの、体験で使うような消耗品とかテキストとかパンフレットとかという作成の費用とか、それから保険料とか、施設とかでけがしても大丈夫なことを考えて、それとか郵便料とかを含めた中で体験を、プログラムを組んでいくような形になっております。だから、全額民泊される方に行くというものではございませんので、その点だけよろしくお願ひします。それを組み合わせた中での事業で構成されておりますので、御理解いただきますようよろしくお願ひします。

それから、地域おこし協力隊の起業支援補助金に具体的にといいますと、隊員が今考

えているのは動画配信ということで考えているわけなんですけれども、その中身に関しまして、例えば印刷物のデザイン制作となりますと、チラシやはがきのものを制作していくための機材等を考えているようでございます。

具体的には、4K対応したようなビデオカメラとか編集用のパソコンとかモニターとか、または施設の改修に伴う費用としましての電源コードの容量の拡大とかというようなこと、それから、建物の床を張りかえるとか、また家に一部を防音設備を施したことを講じるというようなことを考えております。そういう中で事業として組み立てていく予定になってございます。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

○企画管財課長（中谷昌弘君） それでは、美濃議員の再質疑にお答えいたします。

先ほど御説明をいたしました納税者のメリット、1つの例といたしまして御説明をいたしました。控除計算税のことで。本当にこれが税として戻ってくるのかということでございます。

先ほど1つの例として申し上げたとおり、3万円の納税をした場合、2,000円を超える部分については、所得税、個人住民税から全額控除されるということでございます。

簡単ではございますが、説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（小椋孝一君） 教育次長、前田君。

○教育次長（前田勇人君） 私からは、美濃良和議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

52ページ、9款4項9目文化センター管理運営費でございます。

この賃金ということで臨時雇用というのが載っております。このことについてでございますが、当初は2名予定をしておりました、職員が2名で当初おったのですが、退職をされまして1名となりましたので、1名の臨時さんを補充するというので1名分の賃金ということで補正をさせていただいております。

それから、8節の報償費でございます。技術員報償費ということでございますが、これにつきましては10月23日に予定しております宝くじの文化講演に伴います音響と照明用のオペレーターを2名ということで予定しております。この2名分の報償費でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、湯上君。

○産業課長（湯上章夫君） それでは、商工費の観光マップの件でお答えいたします。

こちらのほうのパンフレットは増刷でございます。これにつきましては、昨年からなんですけれども、真田丸効果、道の駅の新設、これは青洲の里です。あと阪和道の延伸や熊野古道サイクリング、京奈和のインターチェンジ、また町内のカフェやパン屋さん、また、ほんまもの体験、昨年度また開催していただきました国体、高野開創1200年というようなことで非常に紀美野町へ来られる方、通られる方のお客様が多くなってきて、現在の部数ではもうすぐにでも足らなくなっているような状況でございますので、今回、1万5,000部を単価39円で印刷したいと考えております。

また、商工会のほうでつくっていただきましたカフェマップの件でございますが、内容は、そこに掲載されておりますお店屋さんが各店から負担金を出して商工会がまとめてつくっていただいています。中身はカフェやレストラン、食事をするところが主でございます。そういうような費用の各店から負担金をいただいているようなこともございますので、町としては費用面での支援は現在考えていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 39ページ、ふるさと納税について、ちょっと最近耳がだんだんと悪くなってきたこともあるんですけれども、ここで今、何千円控除になるんですか、ふるさと納税で送ると。そうなってくると、ふるさと納税をしてくれて、そこで一定物が返ってくると。これは町のほうでも考えてやられていると思うんですけれども、それで返ってくる分と、それから納税者が納税したことについてそれぞれの自治体に申請したら、それによる控除ではないんですか。それがトータルしたら大体どうなってくるんか、納税した金額と比べて、それが要するに1万円したら実質的に9,000円実入りがあるというんか、控除等含めてそんなものがあるとしたらというふうな面でどれだけメリットがあるんか、その辺をちょっと確かめたかったのでお聞かせいただきたいと思います。

それから、48ページの先ほども説明いただいた移住・定住・交流推進支援事業、ここで170万円やるだけけれども、これは全て民泊をやられているところへ行くんで

はないと、こういう説明であったかと思います。1軒に5,000円個人負担というんか、宿泊したところに5,000円が行くと。今これで見えていましたら、140名を計画しているということですから、掛ければ70万円ですか、あと100万円が今のお話でしたらバス代とか講師の謝金とか保険料とか、そんなものになっていくということになるんですね。これは多分に協力する、民泊をさせる側としてもボランティア的なところがあるかというふうに思うんですけども、実際5,000円でやっていけるんかどうか、その辺はどうであるのか、そこをもう一度確認をしておきたいと思います。

以上お聞かせいただきたいと思います。

○議長（小椋孝一君） まちづくり課長、西岡君。

○まちづくり課長（西岡靖倫君） 美濃議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

私の答弁の仕方で少し御理解難しかったかなと思いますので、再度5,000円の負担と言いますのは、民泊に来られる方1人当たりが5,000円の負担をしていただくということでございます。

それで、一応140名程度ということを考えておりますので、70万円程度は参加者さんたちが持っていただくというような形になります。

それで、合計の事業費としまして、全体としましては240万円、さっきここに上げております補助金170万円と参加者負担分70万円と合わせまして240万円の事業を組んでおります。

その中で70万円に関しては、人数に応じてそれぞれの民泊をやっている方に例えば3名であれば1万5,000円程度、それから5名であれば2万5,000円程度が民泊の方の体験料という形でお支払いするような形になっております。

先ほど申し上げました170万円の内訳としましては、体験プログラムとかバス代とか消耗品等でございます。ちょっと説明の仕方がうまくできなかったことを申しわけなく思っております。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前11時32分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時32分）

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

○企画管財課長（中谷昌弘君） それでは、美濃議員の再々質疑にお答えをいたします。

先ほども御説明をいたしました、議員のお話であれば、例えば1万円と想定した場合には、2,000円を超える部分については所得税、個人住民税、それから全額控除されるということでございます。

以上、簡単ではございますが、説明といたします。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第50号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第51号 平成28年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第8、議案第51号、平成28年度紀美野町国民健康
保険事業特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番(田代哲郎君) 61ページ、歳入です。3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、2節特別調整交付金129万2,000円です。特定健診受診率向上を促す補助金という説明でしたが、特定健診受診率の平成27年度の見通しとしてはどうなのか答弁を求めます。

それから、2目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金です。2節国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金54万円が計上されています。これは歳出、62ページの1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の13節委託料の電算システム改修委託料54万円に充当される財源です。この事業の詳しい説明を求めます。

以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長(増谷守哉君) それでは、田代議員の御質疑にお答えさせていただきます。

61ページの歳入の一番上の特別交付金129万2,000円でございます。これにつきましては、62ページの下の特健診、診療費、医療費の交付金となっております。100%の補助でございます。この中で平成27年度の特健診の受診率の御質疑であったかと思えます。

平成26年度、一昨年前の法定受診率につきましては36.6%、平成27年度の推測というんですか、速報値という形で秋ごろ確定となるんですが、現在の速報値といたしましては36.4%、0.2%ちょっとポイント的に落ちてございます。

それから、次の歳入の部の国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金54万円ということでございます。これにつきましては、議員御質疑の中で62ページの一般管理費のうちの委託料の電算システム改修委託料54万円に充当する分でございます。これにつきましては、平成27年5月に医療保険改革法案が可決成立したことによりまして、平成30年度から都道府県が国保の財政運営の中心的な責任主体となって市町村とともに安定的な国保の運営を図っていくこととなっております。

この平成30年度から始まる新体制ということで、基本的な方向性といたしまして、都道府県が行うべき役割として、県下各市町村の医療費の給付の事前の推定、それから

市町村が支払った給付費の支払いということがなされます。また、市町村から県に納付する納付金の額の決定を行うこととなります。また、市町村が参考とするための標準保険料等の公表ということも行うこととなります。このことから、これらを行うための市町村と県、それから国保連合会との間でこれら業務を行うに当たっての必要なデータの提供や共有ができる国保保険者標準事務処理システムの構築が必要となっております。この中の給付金算定システム、また情報集約システム、それから市町村国保事務処理のシステム等について、平成29年9月までこれを整備いたしまして、平成30年3月までテスト運用を実施し、それから平成30年4月からの本番運用を行うということでスケジュールが組まれているところでございます。今回の補正につきましては、このうちの給付金算定システムの整備に係るものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第51号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番 (田代哲郎君) 反対討論を行います。

医療保険改革法により、政府は社会保障税一体改革の中に国保の都道府県化を位置づけています。都道府県は、国保運営の権限を持ち、地域医療構想での病床削減など提供体制再編に責任を負うこととなります。和歌山県が、先般、大幅な病床削減を発表しました。

医療費適正化計画では、医療費の費用の目標を立て、各保険者に協力を求めます。都道府県を推進役にして医療費抑制を進める仕組みづくりが進められると考えます。都道府県が当該都道府県内の市町村とともに国民健康保険として、2018年、平成30年度から都道府県と市町村が共同で保険者になる形になります。

都道府県は、国保運営方針を決定し、保険給付費の支払いなどの財政運営に責任を負います。都道府県単位で医療費全体を管理した上で、それに見合う納付金の額を決定し、

各市町村に割り当てます。市町村ごとの標準保険料率も示します。

さらに、市町村が行った保険給付の点検、事後整理を行うと同時に、不当な給付があった場合は、市町村に対して保険給付の取り消し勧告も可能になります。各市町村は、標準保険料率を参考にしながら、納付金を納めるのに必要な保険料率を決め保険料を徴収します。各市町村の医療費水準が高いほど都道府県に納める納付金の負担は大きくなる仕組みを導入します。さらに、65から74歳の加入者の医療費抑制、後発品の使用割合を高めるなどに取り組んだ自治体に対する財政支援として保険者努力支援制度、これは700億から800億と言われていた規模の創設をします。医療費抑制の新たな仕組みをつくるのが狙いです。

国の財政調整交付金による子供の被保険者数、精神疾患など自治体の攻めによらない病院に対する財政支援、これは700から800億円の規模で、そういうものも盛り込まれました。ところが市町村が独自に子供の医療費助成を行った場合、国庫負担を軽減するペナルティーがあるのにこの仕組みは変更していません。

政府は、全国知事会の要求に押され、各市町村の一般会計繰り入れの総額約3,500億円を開始をすとして、2017年度以降3,400億円の公費を投入します。医療給付費等の定率国庫負担41%を引き上げないことや、低所得者数や子供の被保険者数などに応じた支援なので自治体によって財政効果はまちまちです。

今後、公費投入や標準保険料率をもとに市町村の一般会計繰り入れを廃止させる指導が行われ、保険料の値上げや徴収強化が一層強まることが懸念されています。これはすぐにそうなるということではなくても、行き着く先は広域化による医療費の抑制です。保険者規模を大きくしても、国保の年間収支との間には相関関係はなく、政令市、中核市、県庁所在地などの大規模な自治体ほど国保会計は厳しいのが実態です。

住民や国保の加入者にとっては、我が町のように身近に顔が見えて、払える保険料で安心して使える国保であることが重要です。こうした立場から国保の都道府県化に結びつくプロセスの1つであるそういう施策が盛り込まれている。町財政全体から言えば、たった57万円の補正予算ですが、そういう立場からこの補正予算に賛成することはできません。

以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君)

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

(起立多数)

○議長 (小椋孝一君) 起立多数です。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第52号 平成28年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正
予算(第1号)について

○議長 (小椋孝一君) 日程第9、議案第52号、平成28年度紀美野町国民健康
保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第52号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第53号 平成28年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)について

○議長(小椋孝一君) 日程第10、議案第53号、平成28年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第53号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第54号 平成28年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について

○議長(小椋孝一君) 日程第11、議案第54号、平成28年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第54号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君）　　これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12　議案第55号　平成28年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（小椋孝一君）　　日程第12、議案第55号、平成28年度紀美野町野上簡
易水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第55号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13　議案第56号　平成28年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（小椋孝一君）　　日程第13、議案第56号、平成28年度紀美野町美里簡
易水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第56号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14　議案第57号　平成28年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第1号）
について

○議長（小椋孝一君）　　日程第14、議案第57号、平成28年度紀美野町上水道
事業会計補正予算（第1号）について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第57号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第58号 物品購入契約の締結について議題とします。

○議長（小椋孝一君） 日程第15、議案第58号、物品購入契約の締結について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 消防関係ですね、救急自動車について購入ということで提案されておりますけれども、ちなみにこれの入札参加業者と、それから落札率ですね、最低、最高の制限価格が設定されていたのかどうか、それに対してひっかかった業者があったのかどうか、入札の経過についてお聞かせいただきたいと思います。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 消防長、家本君。

（消防長 家本 宏君 登壇）

○消防長（家本 宏君） それでは、美濃良和議員の御質疑に御答弁をさせていただきます。

まず1点目、参加業者でございます。3社でございます。

それから、標準価格と認められる額に対しての落札率でございますが、95.4%でございます。

最低、最高制限価格の設定でございますが、最高の制限価格ということで予定価格を設定しておりました。

以上で答弁とさせていただきます。

（消防長 家本 宏君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 3社あったということでございますけれども、それぞれ公表いただけますか。予定価格は幾らであって、最高、最低は幾らに設定されていたんですか。それに対して質問しましたけれども、ひっかかった業者があるかどうか。それについての答弁がありませんでしたし、あと何回やったんですか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） 失礼いたしました。制限にひっかかった業者をというこ

とに関しましては、ございませんでした。

再質疑に御答弁をさせていただきます。

業者名をお答えさせていただくということによろしいですか。

日本船舶薬品株式会社神戸支店、セイコーメディカル株式会社、株式会社ダイコク、
以上でございます。

入札は1回で業者の決定に至りました。

予定価格でございますが、これは税別3,521万円でございます。最高ということで3,521万円を設定しておったということでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今のお話で答弁ですね、1回で落ちたということなんですけれども、落札率が95.4%と、予定価格と、それから最高が同じ金額だったんですか。それでそこに落ちたということなんですよね。95.4で落ちたということなんですけど、この金額も非常に高いというふうに思うんです。この辺のところはどうであるんか。どうも気をつけなければならない部分に当たるんじゃないかと、こういうふうに思うんですが、その辺はどういうふうなことに当たるのか、もう少し説明を願いたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） 今回導入いたしました高規格救急自動車に関しましては、平成21年度にも導入いたしておる車両と同じような事業でございまして、その際の落札率97.5%ということからすれば、このたびの入札はまだ若干低価格で導入できるといったように判断しております。

ただ、適正かどうかという点に関しましては、全てが物品ということで定価のあるものでございますので、それよりも安価で導入できるというあたりで私ども理解しているところでございますので御理解を賜りたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第58号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

○議長(小椋孝一君) しばらく休憩します。

休 憩

(午後 0時00分)

再 開

○議長(小椋孝一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0時00分)

◎日程第16 議案第59号 平成28年度紀美野町一般会計補正予算(第2号)について

○議長(小椋孝一君) 日程第16、議案第59号、平成28年度紀美野町一般会計補正予算(第2号)について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第59号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議員派遣の件について

○議長(小椋孝一君) 日程第17、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、原案のとおり派遣することに決定いたしました。

◎日程第18 閉会中の継続審査の申し出について(産業建設常任委員会)

○議長(小椋孝一君) 日程第18、閉会中の継続審査の申し出について議題とします。

産業建設常任委員長から、目下、委員会において審査中の陳情第1号について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第19 委員会の閉会中の継続調査の申し出について(総務文教常任委員会)

◎日程第20 委員会の閉会中の継続調査の申し出について(産業建設常任委員会)

◎日程第21 委員会の閉会中の継続調査の申し出について(議会運営委員会)

○議長(小椋孝一君) 日程第19、日程第20及び日程第21、委員会の閉会中

の継続調査の申し出について、一括議題とします。

初めに、総務文教常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、産業建設常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、議会運営委員長から、次期定例会(定例会までの間に開かれる臨時会を含む)の会期日程等の議会運営に関する全ての事項について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

閉 会

○議長(小椋孝一君) これで本日の会議を閉じます。

平成28年第2回紀美野町議会定例会を閉会します。

(午後 0時05分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年6月17日

議 長 小 椋 孝 一

議 員 七良裕 光

議 員 町 田 富枝子